

## 第23回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年7月25日(木)  
午後2時00分～午後4時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)  
会 長 7番 知念 一義  
委 員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹  
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆  
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第111号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第112号	農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
議案第113号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第114号	非農地証明願について
議案第115号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)

6、農業委員会事務局

事務局長	安里 孝夫
農地担い手支援班長	比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 　ただ今から第23回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 　全員、出席しております。

議長 　事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

　　会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。

議長 　（異議なしの声あり）  
異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

　　会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 　議案に入ります。

議長 　議案111号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 　議案第111号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の  
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の  
意見決定を求めます。

　　1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 瀬底955 登記現況共に、畑 面積394㎡  
　　瀬底3500 登記現況共に、畑 面積1,093㎡  
　　瀬底3693 登記現況共に、畑 面積244㎡  
譲渡人:本部町在住A氏  
譲受人:名護市在住B氏  
権利種別:3条使用貸借  
申請事由:新規就農  
添付資料説明

番号2番 瀬底596 登記現況共に、畑 面積782㎡  
　　瀬底720-1 登記現況共に、畑 面積1,418㎡  
譲渡人:本部町在住C氏  
譲受人:名護市在住B氏  
権利種別:3条使用貸借  
申請事由:新規就農  
添付資料説明

番号3番 瀬底648-1 登記現況共に、畑 面積550㎡  
譲渡人:本部町在住E氏  
譲受人:名護市在住B氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:新規就農  
添付資料説明

番号4番 伊野波360 登記、田 現況、畑 面積1,248㎡  
　　伊野波361 登記、田 現況、畑 面積573㎡

譲渡人:那覇市在住G氏  
譲受人:本部町在住H氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第111号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第111号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第112号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第112号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底3301-2 登記現況共に、畑 面積661㎡  
譲渡人:大阪市在住I氏  
譲受人:京都市在住J氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:遠隔地ということもあり、スケジュール的に当初計画通りに  
事業を遂行することができなくなったため  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第112号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第112号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第113号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の  
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の  
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底3301-2 登記現況共に、畑 面積661㎡

申請人:大阪市在住K氏

譲受人:京都市在住L氏

転用目的:別荘

転用理由:別荘を建築したい。

農地区分:第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

番委員 補足説明します。事前着工等は特にみられませんでした。

議長 5番委員ありがとうございます。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

では、議案第113号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第113号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第114号 非農地証明願について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第114号 非農地証明願について  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に  
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数4件です。

番号1番 願出人:今帰仁在住M氏

申請農地:石川825 登記、畑 面積540㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難な

所有者:那覇市在住N氏

添付資料説明

番号2番 願出人:うるま市在住O氏

申請農地:浦崎68-1 登記、畑 面積682㎡

浦崎70 登記、畑 面積128㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が生い茂り、畑として使用することが困難な

所有者:沖縄市在住P氏 他1名

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住Q氏

申請農地:大浜153-18 登記、畑 面積38㎡

申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草が繁茂しているため。

所有者:大阪市在住R氏

添付資料説明

番号4番 願出人:名護市在住S氏

申請農地:崎本部2666-4 登記、畑 面積523㎡

申請要旨:長い間放置しており樹木が茂り、畑として使用できないため。

所有者:東京都在住T氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 パトロールに行ってきたので、補足説明を行います。  
番号1番は、大木が繁茂しており、農地として使用できる状況ではありませんでした。  
番号2番は、現況は畑となっております。  
番号3番は、墓に囲まれた面積の小さい土地であり、農地としての利用価値はないようでした。  
番号4番は、崎本部土地改良区内の農地ということでしたので、農業委員会として  
基盤整備を行っている農地に非農地判断をするのは不相当だと思われます。  
また、現況も雑木等が繁茂している様子ではありませんでした。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第114号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第114号は  
番号1,3番は可決決定、番号2,4番は否決決定と致します。

次に進みます。

議長 議案第115号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第115号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 新里658 登記現況共に畑、面積472㎡  
新里659 登記、池沼 現況、畑 面積24㎡ 合計496㎡  
所有権を移転する者:那覇市在住U氏  
所有権の移転を受ける者:本部町在住V氏  
添付資料説明

番号2番 新里660 登記現況共に畑、面積1,019㎡  
所有権を移転する者:広島市在住W氏  
所有権の移転を受ける者:本部町在住X氏  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第115号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第115号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時10分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義